

かざぐるまデイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社マルエケアが設置するかざぐるまデイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態または事業対象者に該当する高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護事業及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、指定通所介護の対象者には、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び、心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。また、第一号通所事業の対象者には、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指す為に、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、県、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 かざぐるまデイサービス
- (2) 所在地 高岡市熊野町2-2

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 同一敷地内のグループホーム管理者を兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従事者（併せて実施する総合事業に従事する者も含む）
 - ・生活相談員 1名以上

(4) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。又、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 休養

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗の介助
- イ. 送迎

(6) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

(利用料等及び支払いの方法)

第8条 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 食費（食材料費＋調理費相当分 おやつ代含む）については、次の額を徴収する。

- (1) 普通食 620円
- (2) 刻み食 620円
- (3) 流動食 620円

3 衛生ケア用品代（紙パンツ、オムツ、尿取りパッド等）として、実費を徴収する。

4 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途実費を徴収するものとする。

5 第1項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名・捺印を受けるものとする。

6 利用者等は、事業所の定める期日までに利用料等を現金又は金融機関口座振込み等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高岡市・氷見市及び射水市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者はサービスを受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従事者は、サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(利用契約)

第13条 事業所は、サービスの提供開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第16条 事業所は、居宅サービス計計画に基づいて利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明し利用者に交付するものとする。

2 事業者は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第17条 通所介護従業者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第5項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第19条 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、指定通所介護及び第一号通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は設置法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則 （改訂履歴）

この規程は、平成16年11月 1日 から施行する。
この規程は、平成17年 6月 1日 から施行する。
この規程は、平成17年10月 1日 から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日 から施行する。
この規程は、平成20年 1月 1日 から施行する。
この規程は、平成21年 5月 1日 から施行する。
この規程は、平成22年 8月 1日 から施行する。
この規程は、平成23年 5月 1日 から施行する。
この規程は、平成23年 8月 1日 から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日 から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日 から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日 から施行する。
この規程は、平成27年 5月18日 から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日 から施行する。
この規程は、平成27年 9月 1日 から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日 から施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日 から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日 から施行する。